

「島門小学校いじめ防止基本方針」

遠賀町立島門小学校

1 「島門小学校いじめ防止基本方針」の目的

「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」という危機意識を全教職員が持ち、本校におけるいじめの防止等（未然防止・早期発見・早期対応）の取組を、組織的かつ意図的・計画的に実施するために「島門小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

2 「島門小学校のいじめ防止基本方針」の内容

（1）本校のいじめの問題に対する考え方

「いじめ」とは、当該児童が一定の人間関係にある者から、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）を受けたことにより、心理的・物理的な苦痛を感じているものとする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

具体的には、次の事項と考える。

＜心理的な影響を与える行為＞

- ・冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言う。
- ・仲間外れや集団による無視をする。
- ・パソコンや携帯電話で誹謗中傷や嫌なことをする。 等

＜物理的な攻撃を与える行為＞

- ・ぶつかったり、叩いたり、蹴ったりする等の身体的攻撃をする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをする。
- ・金品をたかる、物品を隠したり、盗んだり、壊したり、捨てたりする。 等

（2）いじめ防止に係る達成目標

- ・いじめ問題の未解決件数を、「0（ゼロ）」とする。

（3）組織（校内生徒指導いじめ問題対策委員会）の設置

ア 構成員

組織の名称		校内生徒指導いじめ問題対策委員会		
組織の構成員	教職員	職名等	分掌等	校内での役職名
		校 長	—	校 長（中村）
		教 頭	—	教 頭（平川）
		主幹教諭	教務部	教務担当（新田見）
		教 諭	生徒指導担当	生徒指導主任（早田）
		教 諭	生徒指導担当	生徒指導担当（野間）
		教 諭	生徒指導担当	生徒指導担当（米盛）
		教諭・講師	—	当該学級の担任
		養護教諭	保健安全担当	保健安全担当（小野）
	外部専門家	S C	（遠賀中学校）	
		指導主事	（遠賀町教育委員会）	

イ 役割

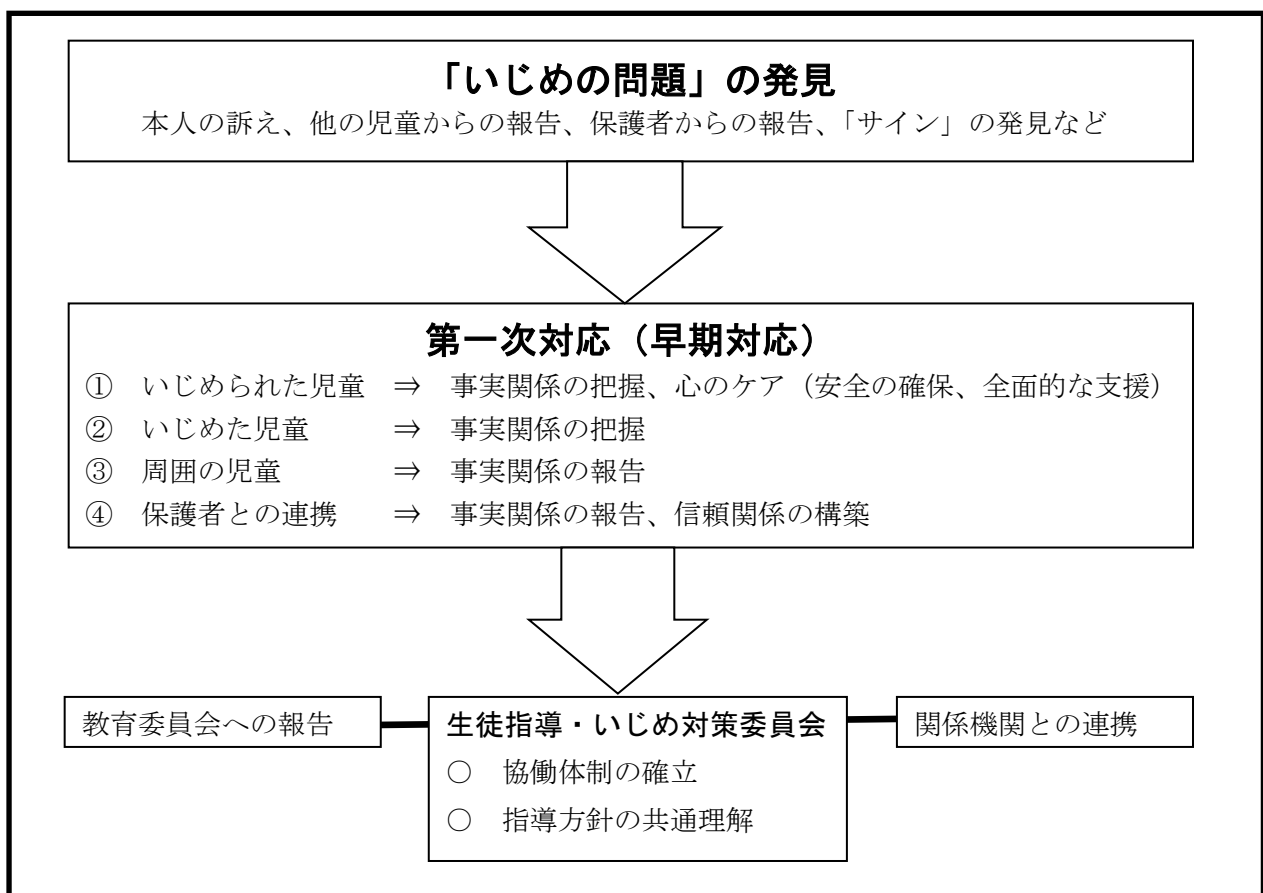
- 年間計画の作成、相談・通報の窓口、情報の収集・記録、いじめの判断、対応方針の決定、PDCAサイクルの検証など
- 定期的な開催（月1回以上）

（４）関係機関との連携

- 警察への相談・通報
- 遠賀町いじめ問題対策連絡協議会
- PTA、区長、公民館長、校区民生児童委員、
- 宗像児童相談所
- 学校警察連絡協議会

（５）報告体制

- いじめの報告体制



（６）教員研修

- 「島門小学校いじめ防止基本方針」の共通理解を図る研修会の実施
- 「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用した研修会の実施
- 児童理解のための研修（特別支援教育の視点に立った児童理解の研修を含む。）
- 専門家を招聘した研修会の実施

(7) いじめの防止、いじめの早期発見、いじめの対処への取組（取組の実施組織・年間計画）

ア いじめ防止の取組

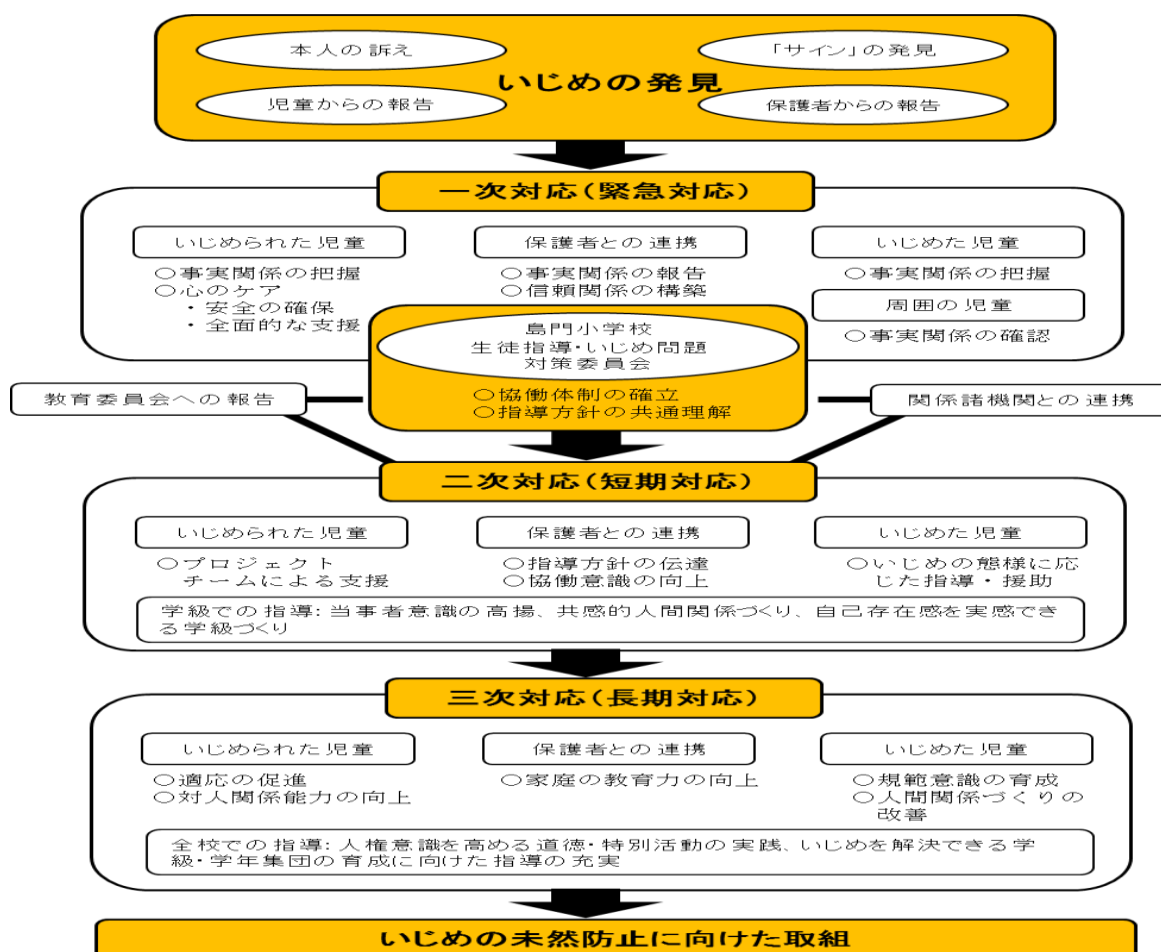
- 生徒指導の視点に立つ授業づくり
- 人間関係スキルの育成の取組（ピアサポート、グループエンカウンターなど）
- 児童会活動（「島門小いじめ0宣言」の取組）、体験活動、学級活動、校長による講話
- 道徳、特別活動を通じた指導

イ いじめの早期発見の取組

- 「いじめ・人間関係トラブルの早期発見チェックポイント」等を活用した早期発見の取組の実施
- 月1回の「いじめに特化したアンケート簡易版」または「学校生活アンケート」の実施
- 学期1回程度の「いじめに特化した無記名アンケート」の実施
- 学期1回相談週間の設定（学校生活アンケートに基づく全児童対象の個人面談；学期1回程度）
- 相談ポストの設置及び活用
- 「家庭用チェックリスト」や「家庭向けリーフレット」などを活用した、家庭と連携した早期発見の取組の実施
- 年間計画の作成

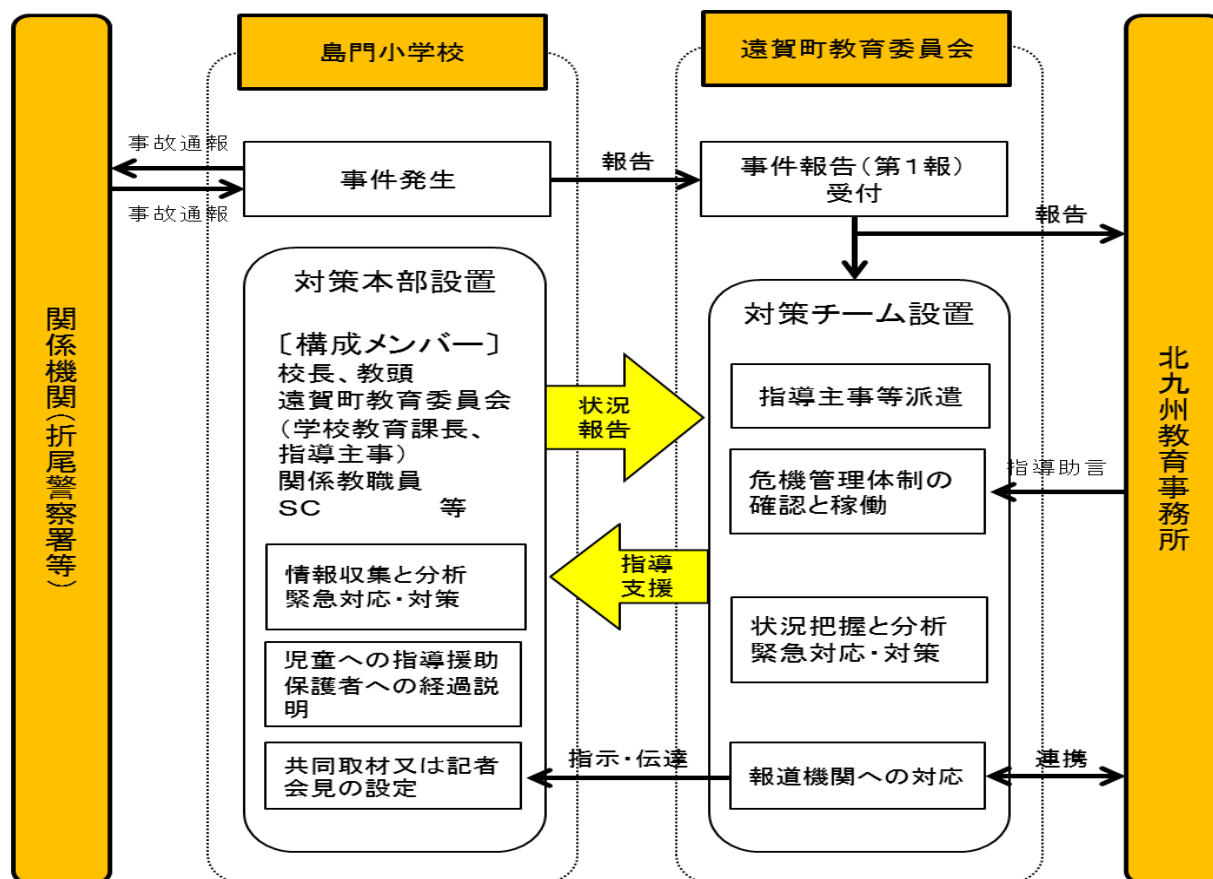
ウ いじめ対処への取組

いじめが発生した際、下図のように、一次対応（緊急対応）、二次対応（短期対応）、三次対応（長期対応）の段階に分けて対応することとする。



エ 重大事案への対処

児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものについて、教育的な配慮や被害者の意向を勘案し、早期に遠賀町教育委員会、警察等に相談・通報し、連携を図った対応をとる。



(8) ネット上のいじめの対応

- 情報モラル教育の実施
- 保護者と学ぶ規範意識育成事業の実施

(9) 教育相談体制

- スクールカウンセラー等との連携
- 子どもホットライン24等の相談窓口の周知

(10) 保護者・地域等への働き掛け

- PTA成人講座や学年懇談会などにおけるいじめの問題に関する研修会などの実施
- いじめに特化した家庭用リーフレットやチェックリストの活用

(11) 取組状況の評価

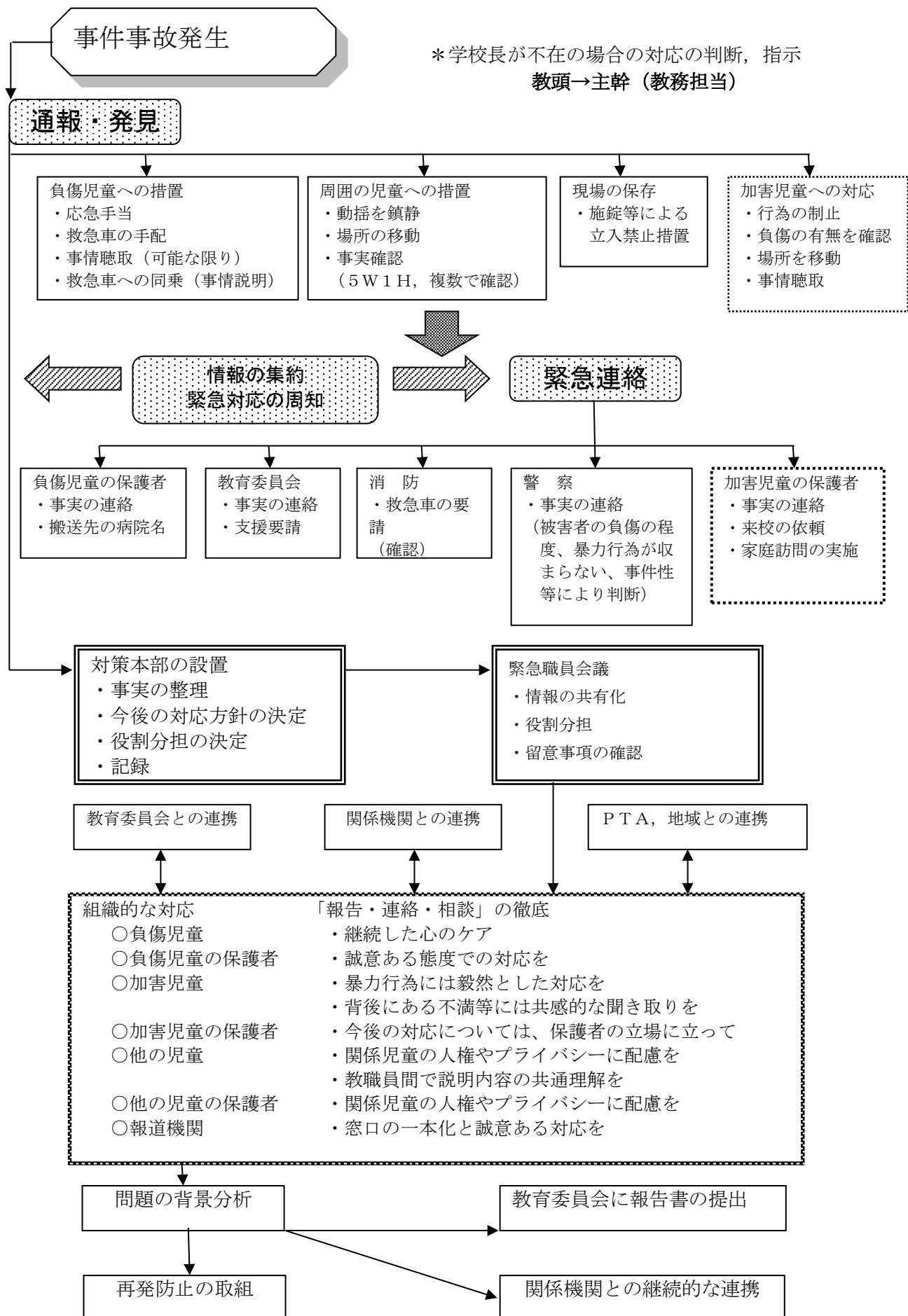
- 各学期の取組を評価・分析

(12) 学校評価・教員評価

- アンケート等による学校評価

島門小学校いじめ防止の取組年間計画

月	早期発見・早期対応の取組 (◇月1回)(◆学期1回程度)(●常設)	学校の組織的指導体制の整備 (＊月1回以上)	いじめに対応する教育活動の推進 (●年間)	評価・分析の取組
4月	・「いじめの定義」と「報告の在り方」の児童生徒への周知 ◇「いじめに特化した無記名アンケート簡易版」、「学校生活アンケート」等児童生徒理解のための調査 相談ポスト	＊校内生徒指導いじめ問題対策委員会 ・「いじめの定義」と「報告の在り方」の職員研修	●いじめを生まない教育活動の推進 ●「島門小いじめ0宣言」の取組	
5月	◇「いじめに特化した無記名アンケート簡易版」、「学校生活アンケート」等児童生徒理解のための調査 ・アンケートをもとにした個人面談	＊校内生徒指導いじめ問題対策委員会 ・児童生徒理解のための職員会議		
6月	◇いじめに特化した無記名アンケート調査(※学期に1回) ◆児童生徒の悩みや不安の解消に向けた「教育相談週間(月間)」	＊校内生徒指導いじめ問題対策委員会	・家庭・学校において、いじめ撲滅への啓発・早期発見のため「保護者用いじめチェックリスト」の配付	
7月	◇「いじめに特化した無記名アンケート簡易版」、「学校生活アンケート」等児童生徒理解のための調査	＊校内生徒指導いじめ問題対策委員会		
8月		・SC等の専門家を招聘した研修会 ・特別支援教育の視点にたつ児童生徒理解の研修会		・1学期の取組を評価・分析
9月	◇「いじめに特化した無記名アンケート簡易版」、「学校生活アンケート」等児童生徒理解のための調査	＊校内生徒指導いじめ問題対策委員会		
10月	◇「いじめに特化した無記名アンケート簡易版」、「学校生活アンケート」等児童生徒理解のための調査	＊校内生徒指導いじめ問題対策委員会	・いじめ撲滅への啓発・早期発見のため「保護者用いじめチェックリスト」の配付	
11月	◇いじめに特化した無記名アンケート調査(※学期に1回) ◆児童生徒の悩みや不安の解消に向けた「教育相談週間(月間)」	＊校内生徒指導いじめ問題対策委員会		
12月	◇「いじめに特化した無記名アンケート簡易版」、「学校生活アンケート」等児童生徒理解のための調査	＊校内生徒指導いじめ問題対策委員会	「いじめ早期発見・早期対応リーフレット(家庭向け)」の配付	・2学期の取組を評価・分析
1月	◇「いじめに特化した無記名アンケート簡易版」、「学校生活アンケート」等児童生徒理解のための調査	＊校内生徒指導いじめ問題対策委員会	・いじめ問題への保護者等向け研修会等の開催	
2月	◇いじめに特化した無記名アンケート(※学期に1回) ◆児童生徒の悩みや不安の解消に向けた「教育相談週間(月間)」	＊校内生徒指導いじめ問題対策委員会		・年間の取組を評価・分析
3月	◇「いじめに特化した無記名アンケート簡易版」、「学校生活アンケート」等児童生徒理解のための調査	＊校内生徒指導いじめ問題対策委員会		



未然防止

いじめ防止のための校内推進構想

いじめを許さない 学校づくり

- 島門小人権教育年間計画に則り、人権感覚を高め、価値的、技能的側面の育成を図り、実践的態度の育成を図る。
- いじめ問題への取組を家庭や地域へ公表し、協力を求める。
- いじめられている児童を学校が徹底的に守る姿勢を示す。

校内生徒指導いじめ問題対策委員会

- 校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当(低、中、高)、学級補助担当、養護教諭
- 内容
 - ・いじめ防止の全体計画の策定
 - ・いじめ発見のための調査
 - ・関係機関との連携
 - ・保護者への対応
 - ・いじめ事案への対応や指導方針等の協議

早期発見・早期対応

- 毎月実施のいじめアンケート、学期に一回の本格的な生活アンケートを実施し、早期発見に努める。
- いじめの早期発見のためのチェックリストをもとに意識して観察する。
- 相談ポストを周知し、保護者へも啓発を図る。
- どの子どもでも、どの学校でも起こりうるという認識。
- 組織的に対応する。
- 被害者の立場に立って対応。
- 学校のみで対応せず関係機関との連携。
- 教育相談体制の整備

基本理念

- 「いじめは、人間として絶対許されない」という強い認識に立ち、毅然とした指導を行う。
- いじめはどの子にもどの学級でも起こりうる問題である。
- いじめを発見したり、相談、通報を受けたりした場合、客観的な事実確認を行い、速やかに対処する。
- 状況や対応の経緯を含めて、速やかに学校の設置者に報告する。
- 被害児童の権利擁護のための措置とともに、加害児童へも教育的配慮のもと、必要な対応を行う。
- 学校のみで対応するのではなく、関係機関とも連携する。

いじめの把握

職員会議

学年・学級

組織的対応 ケース会議

共通理解の醸成 取組の推進

いじめへの対処

関係機関

SC, SSW
教育委員会
児童相談所
警察など

重大事案の対応

- 重大事案が発生した場合、時系列に沿ったしっかりと事実関係を報告。
- 調査については、関係児童及び保護者への情報提供をする。
- 町教育委員会を通じて町長へ報告。

保護者

- いじめの事実を正確に伝える。
- いじめられた児童を絶対を守るという姿勢を示す。
- 教職員のいじめに対する真摯な姿勢を伝える。
- 信頼関係の構築を図り、密接な連絡をする。

いじめられた児童

- 受容;つらさや悔しさを十分受け止める。
- 安心;具体的に支援内容を示し、安心感を与える。
- 自信;良い点を認め、励まし、自信を与える。
- 回復;人間関係の確立を目指す。
- 成長;自己理解を深め、自立への支援をする。

観衆・傍観者

- グループ等への指導。
- 学級全体への指導
 - ・具体的事実に基づき話し合う。
 - ・自分の問題として考えさせ「いじめは絶対に許されない行為」であることに気付かせる。
- 学年学校全体への指導を行う。

いじめた児童

- 確認;いじめの事実関係、背景、理由などを確認。
- 傾聴;不満、不安等の訴えを十分に聞く。
- 反省;いじめられた子どもの辛さに気付かせる。
- 処遇;課題解決のための援助を行う。
- 回復;体験活動などを通じて所属感を高める。
- 心理的ケアを十分に行う。

保護者

- いじめの事実を正確に伝える。
- 保護者の心情(怒り、不安、自責の念など)を理解する。
- 子どもの立ち直りに向けた具体的な助言を行い、協力を得る。

家庭・地域・関係機関との連携